

令和3年度固定資産税・都市計画税の軽減措置について

新型コロナウイルス感染症及びその感染拡大防止措置の影響により事業収入が減少した中小企業者等に対し、地方税法の一部改正により、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

- ※土地や住宅用の家屋は、軽減の対象外となります。
- ※事業用と居住用が一体となっている家屋は、事業専用割合に応じた部分が対象となります。

＜対象となる中小事業者＞

次のいずれかの要件に該当する事業者が対象となります。

- ・資本金又は出資金が1億円以下、資本又は出資を有しない場合は従業員1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

＜軽減の対象となる税額＞

- ・償却資産や事業用家屋に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税



＜軽減率＞

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の減少率	軽減率
前年同期比：50%以上減少の場合	全額
前年同期比：30%以上50%未満減少の場合	2分の1

＜手続き＞

- ① 認定経営革新等支援機関等（商工会議所、税理士等）に必要書類を提出し、確認を受ける。
- ② 確認印のある『軽減申告書』と必要書類を伊達市企画財政部税務課資産税係へ提出

＜申告期間＞

令和3年1月6日（水）から令和3年2月1日（月）まで

※制度詳細については下記ホームページをご確認ください。

◎伊達市「[新型コロナウイルス感染症に係る令和3年度分固定資産税などの軽減措置について](https://www.city.date.hokkaido.jp)」
(<https://www.city.date.hokkaido.jp>)

(伊達市外に存在する資産に関する軽減措置は、各自治体にお問合せ下さい)

◎中小企業庁 (<https://www.chusho.meti.go.jp>)

＜認定経営革新等支援機関等の確認手続きについて＞

自治体への申請には、事前に認定経営革新等支援機関等の確認が必要となります。伊達商工会議所では特例措置の適用要件を満たしていることの確認を行います。確認を依頼される場合は、下記の申請サポート窓口にご連絡ください。窓口では申告内容（記載内容）についてヒアリングを行います。確認完了後、認定経営革新等支援機関等確認欄に押印した『軽減申告書』を返却します。

なお、この確認は経営革新等支援機関の税理士や金融機関等でも行えます。税理士委託を行っている法人等の方はまず顧問税理士へのご相談をお願いします。

◆【申請サポート窓口】

- 期 間：令和3年1月6日（水）～令和3年2月1日（月）
平日9：30～16：00まで
- 場 所：伊達商工会議所（伊達市旭町24）
- 申込方法：必要書類の確認もごさいますので、一度お電話ください。
- お問合せ：伊達商工会議所／経営支援課 0142-23-2222



担当：山崎・高山・大木

◆【中小企業診断士による申請サポート特別窓口開設いたします】

- 期 間：令和3年1月15日（金）・18日（月）・20日（水）・21日（木）・22日（金）
平日10：00～16：00まで
- 場 所：伊達商工会議所 会議室（伊達市旭町24）
- 相 談 員：中小企業診断士 森永 勉 先生
- 申し込み：時間は一人1時間程度で、完全予約制です。
- お問合せ：伊達商工会議所 経営支援課 担当：笠師・山下



支援機関に確認を受けるために必要な書類

- ◎新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書（ここでは『軽減申告書』という。）
- ※伊達市のホームページに様式がありますのでご持参ください。
- ◎特例対象家屋を示す書類（固定資産税・都市計画税納税通知書等）
- ◎収入減少を証する書類
 - ・売上が減少した月の売り上げを示した帳簿（売上台帳）等の写し
 - ・上記の減少月の前年同月の売上を示した以下の書類



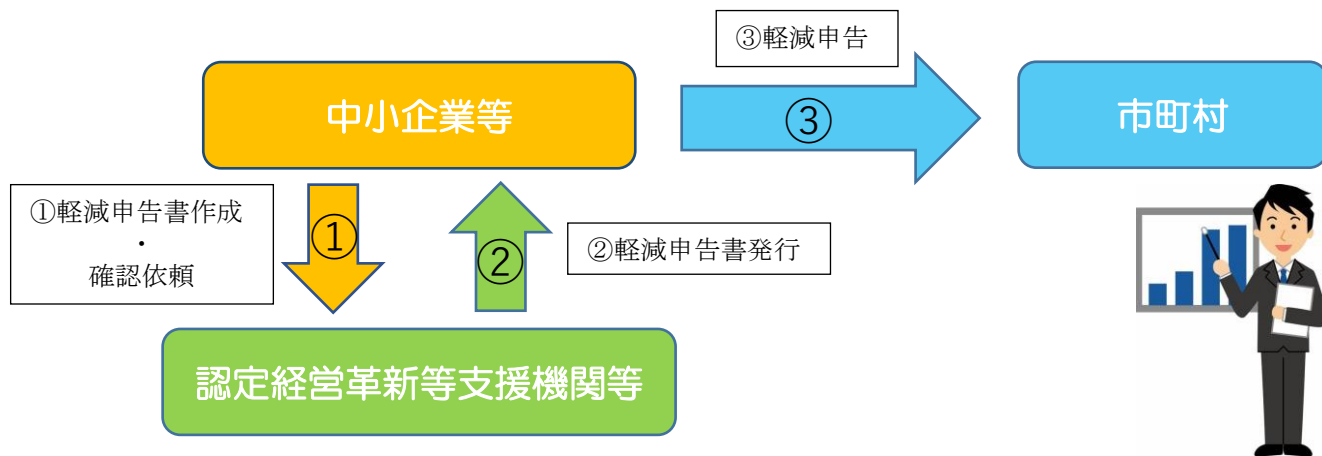
【法人の場合】

- ◎法人税申告書別表16の控え
- ◎法人事業概況説明書の控え（両面）
- ※法人事業概況説明書に「月別売上高等の状況」が記載されていない場合は、帳簿（売上台帳）等の写し

【個人の場合】

- ◎令和元年（平成31年分）の確定申告で提出した所得税青色申告決算書（1～3ページ）又は収支内訳書（1～2ページ）の控え
- ※白色申告の場合は、対象月の月間事業収入を記載した帳簿（売上台帳）等の写し

【参考：申告の流れ】



【認定経営革新等支援機関等とは】

- ①認定経営革新等支援機関
 - ・認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関（銀行、信用金庫等）など
- ②認定経営革新等支援機関に準ずるもの
 - ・都道府県中小企業団体中央会 ・商工会議所 ・商工会 ・農業協同組合 ・農業協同組合連合会
 - ・森林組合 ・森林組合連合会 ・漁業協同組合 ・漁業協同組合連合会
- ③認定経営革新等支援機関として認定されていない者で、帳簿の記載事項を確認する能力がある、下記機関又は下記資格を有する者（※）
 - ・税理士 ・税理士法人 ・公認会計士 ・監査法人 ・中小企業診断士 ・青色申告会

※認定経営革新等支援機関に認定されていない税理士等の方も対象です。